2　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。

一　前項第四号の点検をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ　ホイール・アライメント・テスタ又はサイドスリップ・テスタ

ロ　ブレーキ・テスタ

ハ　前照灯試験機

ニ　音量計

ホ　速度計試験機

ヘ　一酸化炭素測定器

ト　炭化水素測定器

チ　黒煙測定器又はオパシメータ

三　前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第一項第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3　指定点検整備事業者は、第一項第二号又は第三号に定める点検を行おうとするときは、あらかじめ、依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得なければならない。

（自動車点検用機械器具の校正）

第八条　前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。

2　指定点検整備事業者は、前項の校正に関する記録を一年間保存しなければならない。

（変更届出事項）

第九条　法第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。

一　第七条第二項第一号の屋内作業場の面積

二　第七条第二項第二号の自動車点検用機械器具の名称、型式又は数

（標識の様式）

第十条　法第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条の様式は、第二号様式とする。

（点検整備済証）

第十一条　点検整備済証の有効期間は、法第二十二条の二第十一項の点検及び整備を完了した日から十五日間とする。

2　点検整備済証の様式は、第三号様式とする。

（指定点検整備記録簿の記載事項）

第十二条　法第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項第五号の点検整備済証に関する事項は、点検整備済証の番号とする。

（指定点検整備記録簿の様式）

第十三条　指定点検整備記録簿の様式は、第四号様式とする。

（自動車点検員）

第十四条　指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。

一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第五号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として一年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの

二　道路運送車両法第七十四条第一項の自動車検査官の経験を有する者

三　自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条の審査事務を実施する者として自動車の審査業務の経験を有するもの

四　道路運送車両法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検査員の経験を有する者

2　自動車点検員は、他の事業場の自動車点検員となることができない。ただし、同一の指定点検整備事業者の他の事業場であって、次に掲げる要件の全てに該当するものについては、この限りでない。

一　自動車点検員の兼任に係る事業場は、当該事業場とその者が現に点検業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における点検業務量等を勘案して、当該自動車点検員が支障なくそれぞれの事業場の点検業務を行うことができる位置にあること。

二　兼任に係る自動車点検員が処理することとなる点検業務量は、当該自動車点検員が兼任に係る全ての事業場における点検業務を支障なく行うことができる範囲内のものであること。

3　道路運送車両法第七十六条の三十二第四項又は同法第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、自動車点検員となることができない。

4　指定点検整備事業者は、自動車点検員に関する次に掲げる事項を、指定点検整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　自動車点検員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三　自動車点検員の氏名及び生年月日

四　第二項ただし書の規定により他の事業場の自動車点検員を届出に係る事業場の自動車点検員として選任しようとする場合にあっては、当該他の事業場の名称及び所在地

5　前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　前項第三号の者が第一項各号の一に該当することを証する書面

二　前項第三号の者が第三項の者に該当しないことを信じさせるに足る書面

三　前項第四号に掲げる場合にあっては、当該他の事業場の最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

（申請書等の経由）

第十五条　第五条第一項の申請書並びに法第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項（同項第四号に係る部分に限る。）及び第二項の届出書は、正副二通を事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

2　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の項の次に次のように加える。

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項

別表第二海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の項の次に次のように加える。

総合特別区域法	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項